

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に対する修正案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第十八条」を「第十六条」に、「第十九条―第三十条」を「第十七条―第二十八条」に、「第三十一条―第三十七条」を「第二十九条―第三十五条」に、「第三十八条」を「第三十六条」に改める。

第一条中「もって」の下に「発電を行う者の多様化に資するとともに、」を加える。

第二条第四項第五号中「第六条第三項及び第八項」を「第四十条第二項及び第三項」に改める。

第三条第二項中「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第五項中「、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに」を削る。

第五条第一項中「第三十九条第二項」を「第三十七条第三項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中

「前二号」を「前号」に改め、同号を同項二号とする。

第六条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「及び第三項」を削り、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削る。

第八条第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十六条及び第十八条」を「及び第十
六条」に改め、同条第二項中「及び第十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金」を削る。

第十一条第一項中「第十九条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十二条第一項中「基礎とし、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対
し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して」を「基礎として」に改め、同条第三項中
「納付金の額及び」及び「、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支
払を請求することができる第十六条の賦課金の額に関する事項」を削る。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条第一項第四号中「第二十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、第四章中同条を第十七条

とする。

第二十条を第十八条とし、第二十一条から第二十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十七条中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条を第二十六条とする。

第二十九条第一項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第三号中「第二十条第一項」

を「第十八条第一項」に改め、同条第三項中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十条を第二十八条とする。

第五章中第三十一条を第二十九条とし、第三十二条から第三十七条までを二条ずつ繰り上げる。

第三十八条第二項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、第六章中同条を第三十六条とする。

第三十九条の見出し中「国等の責務」を「措置等」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「国は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同項を同条第二項と

し、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、再生可能エネルギー発電設備に係る所得税又は法人税の課税についての必要な措置その他所要の税制上の措置を講ずるものとする。

第三十九条を第三十七条とする。

第四十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第三十八条とする。

第四十一条中「当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には」を「当たっては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、環境大臣に協議しなければならない。

- 一 この法律に基づく経済産業省令を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- 二 第三条第一項の規定により調達価格等を定め、又は同条第八項の規定により調達価格等を改定しよう

とするとき。

三 第六条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

四 第十二条第二項の規定により納付金単価を定めようとするとき。

五 第十七条第一項の規定による指定又は第二十七条第一項の規定による指定の取消しをしようとするとき。

六 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による認可又は変更の認可をしようとするとき。

七 第二十一条の規定による許可をしようとするとき。

3 環境大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため特に必要があることを認める場合には、経済産業大臣に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

第四十一条を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農林水産大臣及び国土交通大臣との関係)

第四十条 経済産業大臣は、第三条第一項の規定により調達価格等を定め、又は同条第八項の規定により調

達価格等を改定しようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣又は国土交通大臣に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、第六条第一項の認定（同条第三項の変更の認定を含む。）をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣又は国土交通大臣に協議しなければならない。

3 経済産業大臣は、第六条第一項第二号の経済産業省令（発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。

（消費者問題担当大臣との関係）

第四十一条 経済産業大臣は、第三条第一項の規定により調達価格等を定め、又は同条第八項の規定により調達価格等を改定しようとするときは、消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴か

なければならぬ。

第四十四条中「第二十六条又は第三十三条第九項」を「第二十四条又は第三十一条第九項」に改める。

第四十六条第三号中「第四十条第一項若しくは第二項」を「第三十八条第一項」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項」に改める。

第四十七条第一号中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十三条」に改め、同条第三号中「第四十条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

附則第一条第一号中「附則第八条並びに第十条第一項及び第五項」を「附則第三条、第四条、第七条、第八条、第十条第一項及び第三項から第五項まで並びに第十六条」に改め、同条第二号中「第五条」を削り、同条第三号を削る。

附則第二条第一項中「及び第十二条」を「第十二条、第三十九条第二項、第四十条第一項及び第四十一条」に改める。

附則第三条第一項中「第六条」の下に「第三十九条第二項及び第四十条第二項」を加える。

附則第四条を削る。

附則第五条中「第十九条第一項」を「第十七条第一項」に、「第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項」を「第十八条、第十九条第一項及び第二項並びに第三十九条第二項」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条第二項中「第六条第四項、第六項及び第七項」を「第六条第三項、第五項及び第六項」に、「第六条第四項中」を「第六条第三項中」に、「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に、「同条第六項中」を「同条第五項中」に、「(第四項)」を「(第三項)」に、『同条第七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二項」と、』を「同条第六項中」に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条中「三年間を限り」を「少なくとも三年間は」に改め、同条を附則第六条とする。
附則第八条を附則第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(東日本大震災の発生後に開始された再生可能エネルギー電気の供給への配慮)

第八条 経済産業大臣は、第六条第一項第一号の基準の設定又は同項による発電の認定に当たっては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)の発生後に電気の供給力の強化に資するよう開始された再生可能エネルギー電気の供給に適切に配慮するものとする。

附則第九条第一項中「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次条第一項において同じ。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、第八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者（第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。）に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

附則第九条第二項中「おける」の下に「第八条第二項並びに」を加え、『「係る電気の使用者」とあるのは、「係る電気の使用者及び附則第九条第一項に規定する電気の使用者」』を『第八条第二項中「納付金」とあるのは「納付金及び附則第九条第一項後段の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金」と、第十二条第一項中「基礎として」とあるのは「基礎とし、附則第九条第一項に規定する電気の使用者に対し支払を請求することができ第十六条の賦課金の額を勘案して」と、第十二条第三項中「納付金単価」とあるのは「納付金の額及び納付金単価」と、「電気の量」とあるのは「電気の量、附則第九条第一項に規定する

電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額に関する事項」』に改める。

附則第十条の見出しを「（検討等）」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2 政府は、再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、少なくとも二年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間にこの法律の廃止を含めた見直しを行うものとする。

3 政府は、電気事業への参入の自由化及びこれに伴う電気事業に係る競争を促進することにより再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減する観点から、この法律が施行されるまでの間に、発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離の実施その他電気事業に係る制度の在り方について見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、地域における需要に応じた地域内での再生可能エネルギー電気の効率的な供給及び電気の効率的な使用を可能とする社会システムの導入の推進について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所

要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、環境保全の観点から電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するため、エネルギー政策に関し、環境省も含めた行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。